

東部リサイクルプラザ電気設備点検業務委託

仕 様 書

令和8年4月

岡山市環境局環境施設部東部リサイクルプラザ

第 1 章 一 般 事 項

第 1 節 総 則

1. 1. 1 (適用範囲)

本仕様書は、基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下「監督員」という。）と協議のうえ受託者の責任において誠実に履行すること。

1. 1. 2 (疑義)

通知書、本仕様書、図面及び委託数量総括表に明示のない場合または疑いを生じた場合は、監督員と協議すること。

1. 1. 3 (法令、条例等の適用)

本業務履行に関係する法令、条例等はこれを遵守しなければならない。

1. 1. 4 (官公署その他への手続き)

必要な届出、手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受託者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したものを以外はすべて受託者の負担とする。

1. 1. 5 (損傷部補修)

本業務履行に際し、建造物、機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに現状復旧を図ること。なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

1. 1. 6 (資格必要作業)

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また、監督員が要求した場合は、資格保有者である旨の証書の写等を提出すること。

1. 1. 7 (提出書類)

提出する書類の大きさは、すべてA4判にて編集すること。また、提出する書類の種類は別紙のとおりとする。

第 2 節 現 場 管 理

1. 2. 1 (現場管理)

業務責任者は、委託業務履行の場所に常駐し、工程及び現場管理等を適切に行うこと。また、工程等は事前に監督員と協議し決定すること。

1. 2. 2 (災害防止等)

本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等に違反することのないよう、特に留意して施行すること。また、業務履行については、東部リサイクルプラザ（以下「プラザ」という。）の運転管理・隣接ごみ焼却施設等に支障を与えることのないよう監督員と事前に打合せ等を行い履行すること。

1. 2. 3 (別契約の関連作業)

別契約の関連作業〔修理、委託等〕については、当該関係者と協力し、プラザの運転管理をも含め、全体の円滑な進捗を図ること。

1. 2. 4 (臨機の処置)

災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。

1. 2. 5 (業務用電力等)

本業務履行に必要な電力、用水は、原則として市が支給する。また、使用に際しては監督員の指示に従い使用し、プラザの運転管理に支障を与えることのないよう十分注意しなければならない。ただし、全停電中の点検用照明等は受託者で負担すること。

1. 2. 6 (材料検査等)

本業務履行に使用する材料類は、新品とし、種別ごとに監督員の検査を受けた物を使用すること。ただし、軽易な材料類については、監督員の承諾を受けて省略することができる。

なお、受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

1. 2. 7 (養生その他)

既存部分、履行済み部分、未使用機器、材料等で汚染又は損傷のおそれのあるものは、適切な方法で養生を行うこと。また、履行期間中は、現場の整理・整頓に勤め適正な作業環境を保持すること。

1. 2. 8 (あと片付け)

履行完了に際しては、当該業務に関連する部分のあと片付け及び清掃を行うこと。

1. 2. 9 (発生材の処理)

1 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。

2 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。

3 1及び2以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い、適切に処理し、監督員に報告すること。

なお、特別管理産業廃棄物のある場合は、特記による。

1. 2. 10 (検査)

本業務履行は、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承諾を得た後に、次の行程に移行すること。また、完了後、受託者は本市検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。

第 2 章 特 記 事 項

第 1 節 保守点検調整

2. 1. 1 (委託名)

委託名 : 東部リサイクルプラザ電気設備点検業務委託
履行場所 : 岡山市東区西大寺新地 4 5 3 番地 5

2. 1. 2 (目的)

本委託業務は東部クリーンセンターの保安規程により、東部リサイクルプラザの自家用工作物の保守点検を行うものである。

2. 1. 3 (点検日)

全停電作業は、令和 8 年 6 月 2 7 日 (土) とし、打合せにより決定する。
また、翌日を予備日とする。
*予備日は、緊急時対応のための日であり、点検は予定日にすべて終了すること。

2. 1. 4 (点検内容)

本委託業務の内容は次のとおりとする。なお、点検には清掃を含むものとし、盤はワックスで仕上げること。

1 外観点検	× 1 式
別紙 1 - 1 のとおり	
2 高圧引込・受配電盤	
1) 高圧引込・受電盤 (計器用変成器盤を含む)	× 1 面
2) プラント動力変圧器一次しゃ断器盤	× 1 面
3) 建築動力変圧器一次しゃ断器盤	× 1 面
4) 電灯変圧器一次しゃ断器盤	× 1 面
5) 非常用動力変圧器一次しゃ断器盤	× 1 面
6) 高圧進相コンデンサー一次しゃ断器盤	× 1 面
7) 予備盤	× 1 面
3 高圧電動機主幹盤	× 1 面
4 電力監視盤	× 1 面
5 高圧進相コンデンサ盤	× 4 面
6 変圧器	× 4 台
7 低圧主幹盤	
1) プラント動力低圧主幹盤 (変圧器盤を含む)	× 1 式
2) 建築動力低圧主幹盤 (変圧器盤を含む)	× 1 式
3) 電灯低圧主幹盤 (変圧器盤を含む)	× 1 式
4) 非常用動力主幹盤 (変圧器盤を含む)	× 1 式
8 低圧交流フィルタ盤	× 1 面
9 低圧分岐盤	× 2 面

- | | | |
|----|--|----------|
| 10 | 低圧制御盤 (C/C) | |
| 1) | 破砕系低圧制御盤 | × 1 式 |
| 2) | 補機系低圧制御盤 | × 1 式 |
| 3) | 資源系低圧制御盤 | × 1 式 |
| 4) | 保安系低圧制御盤 | × 1 式 |
| 11 | 配線 (絶縁抵抗測定試験を含む) | |
| 1) | ケーブル配線
特高変電所しゃ断器二次側～東部リサイクルプラザ 2 階電気室高压引込・
受配電盤一次側 (ハンドホール・ダクトを含む) | × 1 系統 |
| 2) | 連絡母線
高压引込・受配電盤, 高压進相コンデンサ盤 | × 2 系統 |
| 3) | ケーブル配線
高压引込・受配電盤二次側 | × 6 系統 |
| 4) | ケーブル配線
プラント動力低圧主幹盤二次側 | × 7 系統 |
| 5) | ケーブル配線
建築動力低圧主幹盤二次側 | × 2 3 系統 |
| 6) | ケーブル配線
電灯主幹盤二次側 | × 2 8 系統 |
| 7) | ケーブル配線
非常用動力低圧主幹盤二次側 | × 1 0 系統 |
| 8) | ケーブル配線
非常用建設動力低圧分岐盤二次側 | × 1 3 系統 |
| 9) | ケーブル配線
非常用電灯低圧分岐盤二次側 | × 1 6 系統 |
| 12 | 接地抵抗試験
EA (LA), EB, EA・EC, EC (ELB),
EC (I/O), EC (DCS), EC (INV) | × 7 系統 |
| 13 | 保護継電器試験
別紙 1 - 2 のとおり | × 1 式 |
| 14 | インターロック試験
別紙 1 - 3 のとおり | × 1 式 |
| 15 | 機器操作試験
別紙 1 - 4 のとおり | × 1 式 |
| 16 | 保護連動試験
別紙 1 - 5 のとおり | × 1 式 |
| 17 | 試充電試験 | × 1 式 |
| 18 | 直流電源装置 (メーカー点検)
メーカー基準による 1 カ年点検を行う。
仕様書は, 別紙 2 のとおり | × 1 式 |
| 19 | 交流無停電電源装置 (メーカー点検)
メーカー基準による 1 カ年点検を行う。
仕様書は, 別紙 3 のとおり | × 1 式 |

- 20 非常用発電機（メーカー同等点検） × 1 式
 メーカー基準の 1 カ年点検及び消防法に基づく点検を行う。
 仕様書・点検表は、別紙 4 のとおり
 蓄電池については、内部抵抗値を測定すること。
 （交換部品等 コマツ製
 オイルエレメント 600-211-1231 1 個
 燃料エレメント 600-311-8321 2 個
 冷却水 SYCG-AFNA 20リットル
 オイル SYE015W40DH-CN 40リットル ）
- 21 建築電気盤点検
 別紙 5 のとおり
- 22 精密点検
- a 断路器 × 1 台
 高压引込・受電盤 89R2
- b 真空遮断器 × 3 台
 高压引込・受電盤 52R2
 プラント動力変圧器 1 次遮断器盤 52T1
 建築動力変圧器 1 次遮断器盤 52T2
 * 開閉動作特性試験・低圧引外し試験・真空度試験
- c 真空開閉器 × 1 台
 高压電動機主幹盤 42M1
 * 真空度試験
- d 電力ケーブル直流漏れ電流測定 × 2 系統
 高压電動機送り
 プラント動力変圧器送り
 * 直流漏れ電流測定

2. 1. 5 (使用工具類)

本委託業務に使用する工具類は、受託者において十分な点検整備したものを準備すること。測定に使用する機器はリストを作成し、校正記録の写しを添付すること。

第 2 節 その他

2. 2. 1 (点検報告)

- 1 点検により不良箇所等を発見した場合は、日報及び点検結果報告書にて報告すること。また、サーモテープ・球替え等軽微なもの、軽微な調整については、修理取替、調整のこと。
- 2 その他詳細については、その都度監督員と打合せを行い、その指示に従うこと。

別紙

提出書類（契約に関する書類は別とする。）

1. 着手前に提出する書類

(1) 委託業務着手届 1部

(2) 委託作業表 3部

作業工程を変更する場合は、その都度あらかじめ監督員に提出し、その承諾を受けなければならない。

(3) 業務責任者及び主任技術者届 1部

受託者は業務責任者及び主任技術者を定め書面により提出しなければならない。ただし、本市が不適当と認めた場合は改めて選任すること。

なお、業務責任者と主任技術者は兼ねることができる。

(4) 資格者名簿 1部

(5) 免許の写し 1部

(6) 下請負通知書（一部を委任し、又は下請負するとき）1部

(7) 使用機器リスト（校正記録の写しを含む）1部

2. 履行期間中に提出する書類

(1) 委託作業日報 1部

3. 完了後に提出する書類

(1) 委託業務完了届 1部

(2) 委託作業日報 1部

(3) 委託写真帳 1部

委託に関する写真を工程ごとにカラー撮影の上写真帳へ項目別に整理をして、監督員に提出すること。

撮影に際しては、委託用塗板にて表示すること。

(4) 電気設備点検結果報告書 2部

なお、不良箇所及び修理が必要と思われる事項があれば合わせて記入しておくこと。また、不良箇所一覧表を別途提出すること。

(5) 消防用設備等点検報告書 3部

4. その他監督員の指示するもの。